

# 受水タンク及び高置タンクへの非常用給水栓設置申請（届出）書

年 月 日

昭島市長 殿

設置場所	昭島市 町 番地 号 マンション名等
所有者	昭島市 町 番地 号 所有者名 連絡先
管理責任者 (管理会社等)	管理会社名 管理会社所在地 責任者名 連絡先

受水タンク及び高置タンクへの非常用給水栓の設置に当たって、下記の事項を誓約します。

## 記

### 【誓約事項】

- ① 非常用給水栓の設置は、受水タンク及び高置タンク毎に1～2個程度とする。  
また、設置に当たっては、受水タンクの強度を損なうことのないよう、指定給水事業者や製造業者と調整し設置すること。
- ② 非常用給水栓には「災害時以外使用不可」等の表示看板を設置すると共に、キー付水栓や結束バンド、若しくは蛇口のハンドルを取り外す等の措置を講じること。
- ③ 非常用給水栓は、災害時のみの使用とし、ポンプ故障や自然濁水、計画的工事等、一時的な断水や濁水時には使用しないこと。
- ④ 昭島市給水条例第43条の5に基づき、受水タンク及び高置タンク（非常用給水栓を含む）を適切に管理すること。
- ⑤ 非常用給水栓が破損、損傷等した場合は、所有者及び管理責任者の責任において速やかに修繕を行うこと。  
また、破損、損傷による漏水や災害時以外一般使用が認められた場合は、使用量に対する料金請求に応じること。
- ⑥ 非常用給水栓の設置完了後は、非常用給水栓の設置状況や表示看板等の設置状況が判る写真を提出すること。
- ⑦ 所有所、管理責任者及び連絡先等に変更があった場合は、本申請書を新たに作成し提出すること。

水道部記入欄

水栓番号

--

[設置確認欄]

課長	係長	担当者

[受付欄]

課長	係長	担当者